

《個人車両使用規定》

- 第1条 この規定は、会員が山行などに個人の車両を使用する場合について定めたものである。
- 第2条 使用料は、何日間でも1回とし、参加者は一人1,000円を車両の所有者に支払うものとする。
- 第3条 車両が1台の時に要した費用は乗車人員で按分し、複数台の時は要した費用合計を全乗車人員で按分する。
- 第4条 事故はその当該車両の自動車損害賠償責任保険及び任意保険で処置し、車両の所有者は同乗者にその他一切の負担を求めない。又同乗者も車両の所有者に同上保険の範囲を超えての費用負担を求めない。
(任意保険加入車両の使用が望ましい)
- 第5条 交通違反、故障、他物件の修理代、自損事故等の場合は参加者全員で相談し、相互信頼のもとで円満に処理する。